

チェック③の参考資料

●平成 12 年 3 月 17 日 老計第 10 号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。（生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということが出来る。）

※次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- （１）商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- （２）直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

●平成 12 年 11 月 16 日 老振第 76 号「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

１．「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・自家用車の洗車、清掃等

２．「日常生活の援助」に該当しない行為

〔１〕訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話等

〔２〕日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・家具、電気器具等の移動、修繕、模様替え、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り、植木の剪定等の園芸、正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

●平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 19 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

●平成 12 年 3 月 1 日 老企第 36 号第 2 の 2（６）〔注 3〕「生活援助中心型」の単位を算定する場合

注 3 において「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。